

九州大学総長選考・監察会議規則

平成16年度九大規則第7号  
施行：平成16年4月1日  
最終改正：令和6年10月24日  
(令和6年度九大規則24号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第12条第2項に規定する学長選考・監察会議（「総長選考・監察会議」と称する。以下「本会議」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 九州大学経営協議会規則（平成16年度九大規則第5号）第2条第1項第5号に規定する者で、経営協議会において選出されたもの 7人
  - (2) 九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第2条第1項第4号から第6号までに規定する者で、教育研究評議会において選出されたもの 7人
- 2 前項各号に掲げる者（以下「委員」という。）が候補者として本会議に推薦されたときは、委員の職を辞任しなければならない。

(任期)

第3条 前条第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、経営協議会の委員又は教育研究評議会の評議員としての任期の終期を超えることはできないものとし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(権限)

第4条 本会議の権限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総長の選考
  - (2) 総長の解任の文部科学大臣への申出
  - (3) 法第10条第4項に規定する大学総括理事の設置に関すること。
  - (4) 法第17条第4項の規定に基づき、総長に対し、職務の執行の状況について報告を求めること。
- 2 本会議は、前項に掲げる事項に係る手続その他の必要な事項に関する規則を定める。

(審議事項)

第4条の2 本会議は、前条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第13条の2第1項及び第17条第7項に規定する大学総括理事の任命及び解任に関すること。
- (2) 法第15条第1項に規定する総長の任期に関すること。
- (3) 法第15条第3項に規定する大学総括理事の任期に関すること。
- (4) 法第21条の4第4項に規定する運営方針委員の任期に関すること。
- (5) 法第21条の4第2項及び第6項に規定する運営方針委員の任命及び解任に関すること。
- (6) 法第21条の8第2項の規定に基づいて述べられた運営方針会議からの意見に関すること。

(議長)

第5条 本会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、本会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 総長選考・監察会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第7条 総長選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特に必要があると認める場合は、別に定めるところにより、議事を決するものとする。

(事務)

第8条 本会議に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本会議の議事の手続その他必要な事項は、議長が本会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第32号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第82号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規則第76号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規則第23号)

この規則は、令和5年2月28日から施行する。

附 則 (令和6年度九大規則第24号)

この規則は、令和6年10月24日から施行する。ただし、第4条の2第1項第4号から第6号については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第21条の9第1項に基づき文部科学大臣の承認を受けた日から適用する。